

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の概要

制定の趣旨

ライフスタイルの変化に伴って地域住民のつながりが希薄になりつつある中、地域住民が行う地域活動を支援することにより、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを目指す。

地域コミュニティ：京都市の区域内における、地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会

主な内容

○主な基本理念

地域コミュニティの活性化の推進は、※地域自治を担う住民組織が地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担う。

※地域自治を担う住民組織：学区の自治連合会・住民福祉協議会等

○主な役割・責務等

地域住民	地域活動に積極的に参加，協力することにより，地域コミュニティの活性化を推進する。
事業者	事業所が所在する地域の地域活動に協力するよう努める。 従業員が，居住地で地域活動に参加することへの配慮に努める。
京都市	地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に実施する。

○市の施策

- ◆地域コミュニティの活性化を推進する計画の策定
- ◆地域コミュニティの活性化に関する相談に対する情報提供・助言・関係者間の意見調整等
- ◆地域活動の企画・運営等に対して助言を行う専門家の派遣
- ◆地域コミュニティの活性化についての理解を深めるための広報・啓発活動の実施
- ◆地域コミュニティの活性化に功績があった事業者の顕彰

○マンション等の住民と地域住民の交流を図るための住宅関連事業者の協力内容

すべての住宅の販売等を行う事業者	契約者に対して，重要事項の説明の際などに，地域活動についての情報を提供するよう努める。
共同住宅等の建築・販売等・管理をする事業者	居住者同士，居住者と周辺地域の住民との交流のために，地域の情報を掲示する掲示板を設置するなど，必要な措置を講じるよう努める。
3階以上15戸以上の共同住宅等を建築する建築主	建築・販売・賃貸・管理をする事業者ごとの，地域自治を担う住民組織との連絡調整担当者を届け出る。